

低炭素建築物の認定制度が始まります



藤沢市 計画建築部 建築指導課・公共建築課

◆法律の概要

※基準その他詳細について、現在、政令省令等が未公布のため、公布次第、順次お知らせしていく予定です。

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(以下「法」という。)が平成24年9月5日に公布され、「低炭素建築物」を認定する制度が創設されました。(施行は公布後3ヶ月以内を予定)

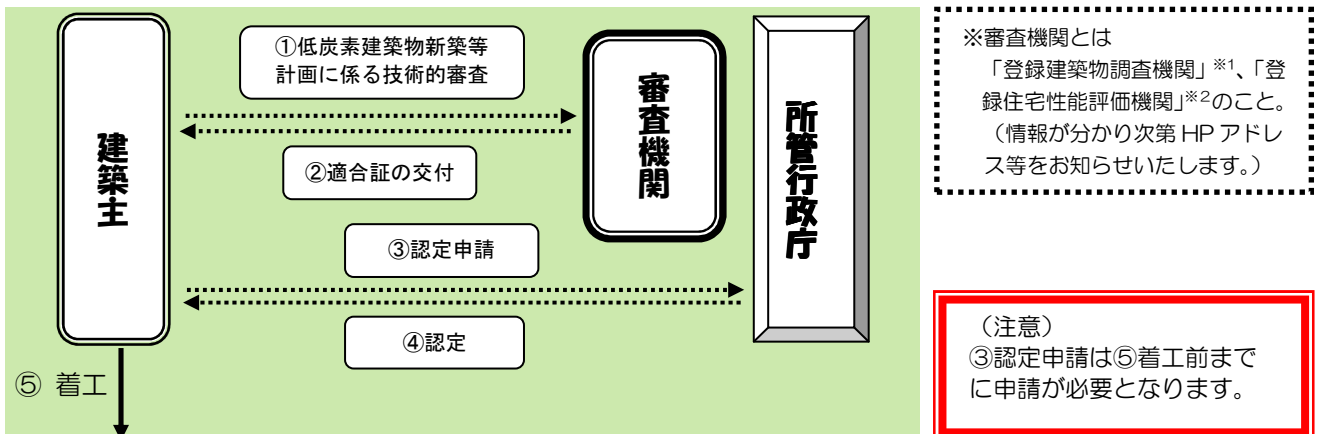
対象建築物は、市街化区域等内において新築、増築、改築、修繕若しくは修繕模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修をしようとするもので、認定を受けるためには、省エネルギー法に基づく省エネルギー基準を超える性能を有し、かつ、低炭素化に資する措置を講じた低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁に申請する必要があります。

認定を受けた建築物については、所得税住宅借入金特別控除優遇(※)や建築基準法の容積率算定に係る延べ面積の緩和措置の対象となります。(※平成25年中までに新築の認定住宅を購入、入居した場合)

◆認定手続きの流れ

認定申請に先立って、事前に審査機関*の技術的審査を受けることができます。所管行政庁に認定申請する際に、登録建築物調査機関等が交付する適合証を添付することにより、技術的審査を省略することができます。

また、認定申請した建築物であって、省エネ法の規定による届出をしなければならないものについては、届出をしたものとみなすことができます。



※1「登録建築物調査機関」…エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する機関

※2「登録住宅性能評価機関」…住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関

◆認定基準について

低炭素建築物新築等計画は以下に示す基準に適合していなければなりません。

項目	概要
1. 定量的評価項目	省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量がマイナス10%以上であること。また、断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
2. 選択的項目	節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランドまたは建築物(躯体)の低炭素化等の低炭素化に資する措置を一定以上講じていること。
3. 基本方針	法第3条第1項に基づく都市の低炭素化に関する基本的な方針に適切なものであること。
4. 資金計画	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切なものであること。

なお、詳細については、認定対象建築物所在地の所管行政庁にお問い合わせください。

(裏面に所管行政庁の連絡先一覧を掲載してあります。)

所管行政庁連絡先一覧

所管行政庁	担当課	電話番号
		所在地
横浜市	建築局建築審査部 建築環境課（仮）	045-210-9928
		横浜市中区相生町3-56-1 JNビル7階
川崎市	まちづくり局指導部 建築指導課	044-200-3026
		川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル11階
横須賀市	都市部 建築指導課	046-822-8527
		横須賀市小川町11番地
藤沢市	※認定申請について 計画建築部建築指導課	0466-50-3539
		藤沢市朝日町1番地の1 湘南NDビル6階
	※技術審査について 計画建築部公共建築課	0466-50-3540
		藤沢市鵜沼東1番地の2 藤沢プラザ本館5階
相模原市	都市建設局 まちづくり計画部建築審査課	042-769-8255
		相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館4階
鎌倉市	都市調整部 建築指導課	0467-23-3000 内線2528
		鎌倉市御成町18-10
厚木市	まちづくり計画部 建築指導課	046-225-2432
		厚木市中町3-17-17
平塚市	まちづくり政策部 建築指導課	0463-21-9732
		平塚市浅間町9番1号
小田原市	都市部 建築指導課	0465-33-1433
		小田原市荻窪300番地
秦野市	都市部 建築指導課	0463-83-0883
		秦野市桜町一丁目3番2号
茅ヶ崎市	都市部 建築指導課	0467-82-1111
		神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
大和市	街づくり計画部 建築指導課	046-260-5434
		神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
その他の市町村 (神奈川県)	神奈川県県土整備局 建築住宅部建築指導課 建築指導グループ	045-210-1111（代表）
		神奈川県中区日本大通1